

13 情報・通信・コミュニケーション

1 点字等郵便物（第4種郵便物）の無料制度

1. 内容

点字のみの郵便または盲人用録音物等を郵便を使って送付する場合、3kgまでは無料になる。送付の際は封の一部を切り取り、点字物等とわかるようにし、封筒の表面の左上（横長の封筒は右上部）に「点字用郵便」と明記すること。

また指定を受けた施設から差し出す場合は、当該施設の所在地の配達を受け持つ郵便局等に差し出さなければならない。

2. 制限

盲人用録音物または点字用紙は、点字図書館や点字出版施設等の盲人の福祉を増進することを目的とした施設（日本郵便株式会社が指定する施設）から差し出され、またはこれらの施設にあてて差し出す場合のみ無料。

3. 窓口

各郵便局

4. 根拠法令・通知

郵便法第27条、内国郵便約款第33条、料金表第5表

2 点字ゆうパック

1. 内容

点字等郵便物（第4種郵便物）では送れない大型の点字物をゆうパックとして送る場合には減額される。

送付の際はその内容の大部分を透視することができるようにするか、包装の納入口またはこれに相当する部分の一部を切り開き、点字物等とわかるようにし、封筒の表面に「点字ゆうパック」と明記する。

2. 制限

点字等郵便物と同じ

3. 運賃

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃額	100 円	210 円	310 円	410 円	510 円	620 円	720 円

※サイズは、縦・横・長さの合計（cm）

※30kg以下の荷物に適用

※詳しくは、最寄りの郵便局でご確認ください。

4. 窓口

各郵便局

5. 根拠法令・通知

ゆうパック約款点字ゆうパック運賃料金表

3 心身障害者（児）団体用郵便物（低料第3種郵便物）

1. 内容

日本郵便株式会社の認可を受けた第3種郵便物（1回につき500部以上発送し、その総数の8割以上が有料通記布）で心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので、発行人から郵送する場合に低料金で送れる制度。

2. 料金

	毎月3回以上発行	左記以外
50gまで	8円	15円
50gを超えて 1kgまで	50gごとに3円増	50gごとに5円増

3. 窓口

低料第3種郵便物を差し出そうとする郵便局で承認を受ける。

※低料と第3種郵便物の申請書類は別だが、同時に申請は可能

4. 根拠法令・通知

郵便約款料金表第4表

4 聴覚障害者用ゆうパック制度

1. 内容

聴覚障害者用ビデオテープ（画面に字幕や手話が挿入されたもの）を内容とするゆうパックを低料金で送れる制度。

送付の際はその内容の大部分を透視することができるようにするか、包装の納入口またはこれに相当する部分の一部を切り開き、聴覚障害者用ゆうパック等とわかるようにし、ゆうパックの表面に「聴覚障害者用ゆうパック」と明記（日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚障害者福祉施設から差し出す場合は当該施設の名称及び所在地を併せて明記）する。

指定を受けた施設の差し出しは、原則として当該施設所在地の郵便配達を行う事業所。

2. 制限

聴覚障害者の福祉を増進することを目的とした施設（日本郵便株式会社の指定を受けた施設）間、もしくはその施設と聴覚障害者間の運賃のみ。

3. 運賃

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃額	100 円	210 円	310 円	410 円	510 円	620 円	720 円

※サイズは、縦・横・長さの合計（cm）

※30kg以下の荷物に適用

※詳しくは、最寄りの郵便局でご確認ください。

4. 窓口

聴覚障害者の福祉を増進することを目的とした施設という証明を福祉事務所で発行しており、日本郵便株式会社九州支社に申請する。（郵送でも可）

5. 根拠法令・通知

ゆうパック約款聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表

5 青い鳥郵便はがき無料配布

1. 内容

62円の郵便はがきを無料で一人に20枚配布する。申込期間は毎年4月1日～5月31日まで。

※内容が変更される場合もありますので、詳細は窓口へお問い合わせください。

2. 対象

身体障害者1、2級、重度知的障害者（療育手帳A、または「1度、2度」と表記されている方）

3. 窓口

各郵便局。申込書は各福祉事務所・児童相談所にもある。

6 NHK放送受信料の免除内容

1. 内容

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。免除申請書をNHKに提出いただき、NHKが受理した月から、免除の事由が消滅した月まで放送受信料は免除となります。詳しい免除の対象や申請方法については、NHKにお問い合わせください。

2. 対象

(1) 全額免除

ア 公的扶助受給者：生活保護法に規定する扶助を受けている場合、あるいは、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合

イ 市町村民税非課税の身体障害者：身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

ウ 市町村民税非課税の知的障害者：所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

エ 市町村民税非課税の精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

オ 社会福祉施設等入所者：社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合

(2) 半額免除

ア 視覚・聴覚障害者：視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約

者の場合

イ 重度の身体障害者：身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

ウ 重度の知的障害者：所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合

エ 重度の精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

オ 重度の戦傷病者：戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

7 NTT104電話番号案内の無料措置（ふれあい案内）

1. 内容

NTT電話番号案内（104）料金が免除される。

2. 対象

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方

ア 視覚障がい：1～6級

イ 肢体不自由

（上肢）（体幹）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）：1～2級

(2) 療育手帳をお持ちの方

(3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(4) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方

ア 視力の障がい：特別項症～第6項症

イ 上肢の障がい：特別項症～第2項症

3. 問い合わせ先と申込み先

※ご利用の前にNTTへの事前登録が必要。

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

【NTT西日本ふれあい案内担当】フリーダイヤルへお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：0120-104-174

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝/年末年始を除く）

8 点字通信教育（日本語基礎/応用・英語・数学・音楽）

1. 内容

視覚障害者の福祉を増進するため点訳者を養成する通信教育。

2. 対象

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者。

3. 費用負担（教材費を含む）
 日本語：基礎編24, 300円、応用編21, 600円
 英語：31, 000円
 数学：29, 000円
 音楽：29, 900円
4. 窓口
 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター
 〒167-0034
 東京都杉並区桃井4-4-3スカイコート西荻窪2
 TEL 03-5310-5051
 FAX 03-5310-5053
5. 根拠法令・通知
 点字通信教育要綱

9 点訳奉仕員養成事業

1. 内容
 視覚障がいのある方の福祉を増進するため点訳奉仕員を養成する事業。（福岡県は「点訳・朗読奉仕員養成・研修事業」として実施）
2. 対象
 視覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者
3. 窓口
 福岡県 社会福祉法人福岡県盲人協会
 福岡点字図書館
 福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市 北九州市立点字図書館
 福岡市 福岡市立点字図書館
 TEL 092-852-0555
 各市町村窓口【126～128頁 No.32 参照】

10 朗読奉仕員養成事業

1. 内容
 視覚障がいのある方の福祉を増進するため朗読奉仕員を養成する事業。（福岡県は「点訳・朗読奉仕員養成・研修事業」として実施）
2. 対象
 視覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者
3. 窓口
 福岡県 社会福祉法人福岡県盲人協会
 福岡点字図書館
 福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市 北九州市立点字図書館
 福岡市 福岡市立点字図書館
 TEL 092-852-0555
 各市町村窓口【126～128頁 No.33 参照】

11 手話奉仕員・手話通訳者養成事業

1. 内容

聴覚障がいのある方の福祉を増進するため手話奉仕員及び手話通訳者を養成する事業。

2. 対象
 聴覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者
3. 窓口
 福岡県 福岡県手話の会連合会
 福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市 特定非営利活動法人北九州市聴覚障害者協会
 福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター
 各市町村窓口【126～128頁 No.12 参照】

12 要約筆記者養成事業

1. 内容
 手話習得の困難な中途失聴者、難聴者の福祉を増進するため要約筆記者を養成する事業。
2. 対象
 聴覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者
3. 窓口
 福岡県 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
 福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市 北九州市身体障害者福祉協会
 福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター

13 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

1. 内容
 聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等その他の日常生活を営むのに支障がある障がいのある方等とその他の者との意思疎通を支援するために、意思疎通支援を行うものを派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資する事業。
2. 対象
 聴覚障がいのある方又は聴覚障がいのある方等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体
3. 窓口
 福岡県 福岡県手話の会連合会
 福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市 北九州市立聴覚障害者情報センター（手話通訳者派遣）
 北九州市立東部障害者福祉会館（要約筆記者派遣）
 福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター
 各市町村窓口【126～128頁 No.8、9 参照】

14 手話通訳者派遣ネットワーク事業

1. 内容
 手話通訳を必要とする聴覚障がいのある方が県外の目的地において手話通訳が必要な場合及び他県から県内へ手話

通訳の依頼を受けた場合に、手話通訳者の連絡調整を行い派遣するもの。

2. 対象

聴覚障がいのある方等又は聴覚障がいのある方等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体

3. 費用負担

- (1) 県外の手話通訳者を利用した場合は、他県において定められた額及び交通費
- (2) 県外から県内の手話通訳者を利用した場合は、当県において定められた額及び交通費

4. 窓口

福岡県手話の会連合会
福岡県障害者社会参加推進センター

15 選挙に関わる手話通訳者派遣

1. 内容

公職選挙（参議院選挙・衆議院選挙・衆議院議員比例代表選挙・県知事・県議会議員選挙）において、選挙期間中、政党や選挙人の依頼により、手話通訳者を派遣する。（政見放送・個人演説会等）

2. 実施主体

社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会

3. 利用料

- ・個人演説会決起集会
1人あたり15,000円と交通費実費
- ・政見放送手話挿入
収録時間により異なる

4. 申請方法

手話通訳者派遣を希望する、政党または選挙人は、当協会へ電話または、FAXでご連絡いただき、所定の申込書に必要事項を記入して、FAXで申し込む。

5. 窓口

社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
対応時間 9:00~17:00（選挙期間中 毎日）
〒816-0804
春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ内3階
TEL 092-582-2414
FAX 092-582-2419

6. 根拠法令

公職選挙法

16 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

1. 内容

盲ろう者（視覚と聴覚及び音声または言語機能障がいを重複してもつ身体障がいのある方）が社会参加するための移動及びコミュニケーションの支援を行う通訳・介助員を派遣する事業

2. 対象

視覚と聴覚及び音声または言語機能障がいを重複してもつ盲ろう者で、身体障害者手帳の1級及び2級所持者

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
福岡県障害者社会参加推進センター
〒816-0804
春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ内
TEL 092-584-6067
FAX 092-584-6070
北九州市立聴覚障害者情報センター
〒806-0021
北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ5階
TEL 093-645-1216
FAX 093-645-3335
福岡市聴覚障がい者情報センター
〒810-0062
福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市市民福祉プラザ3F
TEL 092-718-1723
FAX 092-718-1710

17 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

1. 内容

盲ろう者（視覚と聴覚及び音声又は言語機能障がいを重複してもつ重度の身体障がいのある方）が社会参加をするために必要な移動介助及びコミュニケーション支援をする盲ろう者通訳・介助員を養成する事業

2. 対象

受講終了後、通訳・介助員として福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し活動ができる者
手話、点訳、朗読及びガイドヘルパー等に従事している者及び実施主体が認めたる者

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
福岡県障害者社会参加推進センター

18 障がい者ITサポート事業

1. 内容

(1) パソコンボランティア派遣

移動困難な在宅の障がいのある方に対し、ITサポート（パソコンボランティア）を派遣しパソコンの環境設定や操作技術を支援する。

(2) ITサポート養成講習会

ITサポートを養成する。

(3) ITサポートスキルアップ研修会

登録ITサポートのスキルアップを図る。

(4) パソコン教室

移動可能な障がいのある方に対し、パソコン教室を開催。

2. 対象

- (1) 県内在宅（北九州市在住を除く）で在宅の重度身体障がいのある方（原則として視覚障がいのある方、肢体不自由者）
- (2) 障がいのある方の支援に意欲があり、ITサポートとして活動可能な者
- (3) 登録ITサポート
- (4) 県内在住（北九州市在住を除く）で身体障害者手帳をお持ちの方

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
福岡県障害者社会参加推進センター

19 主な障がい者関係放送番組

（令和元年7月現在）

	放送局	タイトル
テレビ	NHK Eテレ	NHK手話ニュース
		NHK手話ニュース845
		週刊手話ニュース
		こども手話ウィークリー
		NHK みんなの手話
		ハートネットTV
		バリバラ ～バリアフリー～
		ろうを生きる・難聴を生きる
		ワンポイント手話
		楽ラク ワンポイント介護
ラジオ	NHKラジオ第2	視覚障害ナビ・ラジオ
		社会福祉セミナー

※番組編成の変更の可能性があります。

最新の情報は、NHK福祉ポータル番組案内
（<http://www.nhk.or.jp/heart-net/program/>）でご確認ください。

20 JBS 日本福祉放送による情報支援事業

1. 内容

- (1) 視覚障害者向け専用ラジオ放送
全国の視覚障害者に向けて、複数メディアで、視覚障害者が必要とする情報を番組にして配信。

【媒体】

インターネット放送（<http://www.jbs.or.jp>）

CS 衛星放送（SOUND PLANET K-08ch）

ケーブルシステム（USEN 440 K-08ch）

(2) 図書事業

録音図書の製作・貸出。月刊誌『文芸春秋』音声版を製作し、全国の点字図書館ならびに公共図書館を経由して郵送による貸し出しと、日本点字図書館との連携により「サピエ」にアップしている。

2. 実施主体

社会福祉法人 視覚障害者文化振興協会

3. 対象者

全国の視覚障害者

4. 利用者負担金

インターネット放送の入会金・番組聴取料は無料です。

5. 窓口

JBS 日本福祉放送

〒534-0026 大阪市都島区網島町4-12

TEL 06-4801-7400

FAX 06-4801-7401

21 点字による即時情報ネットワーク

1. 内容

新聞等による最新の情報を点訳し配布すると共に、インターネットを介して提供する制度。

2. 対象

日常生活において必要な情報が点字によらなければならない視覚障がいのある方

3. 窓口

社会福祉法人福岡県盲人協会

福岡点字図書館

福岡県障害者社会参加推進センター

22 「点字ふくおか」の発行

1. 内容

県の魅力、県政の動き、お知らせ、地域の話題などを中心に点字による広報紙を発行している。

年4回発行

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

3. 対象

視覚に障がいのある人で配布を希望する人

4. 費用負担

無料

5. 窓口

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

※点字広報等について

各市町村窓口【126～128頁 No.29参照】

23 「福岡県だより」(録音版)

1. 内容
各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を録音したテープとCDデイジー版を配布している。
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会
3. 対象
視覚に障がいのある人で配布を希望する人
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会
※声の広報等について
各市町村窓口【126～128頁 No.31 参照】

24 「福岡県だより」(音声コード版)

1. 内容
各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を音声コード化し、音声コード読上機器を有する県出先機関や市町役場などに配布している。
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課
3. 対象
視覚に障がいのある人で配布を希望する人
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課

25 「福岡県だより」(点字版)

1. 内容
各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を点訳して配布している。
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会
3. 対象
視覚に障がいのある人で配布を希望する人
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会
※点字広報等について
各市町村窓口【126～128頁 No.29 参照】

26 県政のしおり(音声コード付)

1. 内容
県庁見学者向けに県のすがたや施策・事業などを紹介するパンフレット「県政のしおり」を発行している。(年1回)
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課
3. 対象
一般県民(視覚に障がいのある人)
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課

27 わたしたちの福岡県(音声コード付)

1. 内容
小学生向けに県の歴史や産業、仕事内容等を紹介するパンフレット「わたしたちの福岡県」を発行している。(年1回)
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課
3. 対象
小学生(視覚に障がいのある人)
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課

28 字幕付き広報テレビ番組

1. 内容(令和元年度)
※令和2年度以降は未定(令和2年1月現在)

タイトル	放送局	時間帯
飛び出せ！ サークル“ふくおか研”	TVQ	毎週土曜日 20:54～21:00
福岡県庁知らせた課	RKB	毎週日曜日 16:54～17:00

いずれも、クローズドキャプション

2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課
3. 対象
聴覚に障がいのある人
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課

29 ふくおかインターネットテレビ（知事記者会見）における字幕付与

1. 内容
知事記者会見に字幕を付与し、動画配信サイト「ふくおかインターネットテレビ」YouTube 及び Facebook において、配信している。
2. 実施主体
福岡県総務部県民情報広報課
3. 対象
聴覚に障がいのある人
4. 費用負担
無料
5. 窓口
福岡県総務部県民情報広報課

30 携帯電話の基本使用料と各種サービス月額使用料等の減免

◆ NTT ドコモの減免（ハートフル割引）

1. 内容
 - (1) 基本プラン（カケホーダイ&パケあえる）の対象プラン
基本使用料が 1,700 円割引、もしくは FOMA 料金プラン、Xi 料金プランの基本使用料が 60%割引となる。また、付加機能使用料が 60%割引となる。※一部サービスは対象外
 - (2) テレビ電話通信料（通常、音声通話料の 1.8 倍相当）が音声通話料と同額。
 - (3) 各種事務手数料（契約事務手数料、名義変更手数料など）が無料。※一部手数料は対象外
 - (4) 「104」番号案内料及び通話料が無料になります。
※その他月々の電話料金請求書の情報を点字にてご確認ください
ただ点字請求サービスあり。
2. 制限
お1人様1回線のみ契約可能
3. 対象
以下のいずれかの交付を受けている方
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・特定疾患登録者証
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証 をお持ちの方。
 ※各手帳・証明書の名称は発行元により異なる場合がある。
4. 窓口

【受付】ドコモショップまたはドコモ取扱店

【電話でのお問合せ】
ドコモの携帯電話から 局番なしの151（無料）
一般電話等から 0120-800-000

受付時間：午前9時～午後8時（年中無休）

NTT ドコモの携帯電話（FOMA・Xi※1）の基本使用料と各種サービス月額使用料が60%割引される。※2

また、契約事務手数料等の一部が無料となる。

※1 タイプXiにねんは対象外

※2 一部のサービスについては「ハートフル割引」の対象外となる。

◆ ソフトバンクの携帯電話の減免（ハートフル割引）

1. 内容
障がいをお持ちのお客さまのコミュニケーションを豊かにし、社会参加の一助として携帯電話を幅広く利用いただけるよう、基本使用料などが割引になる「ハートフル割引」を提供している。
 - (1) ホワイトプランの場合
 - ・基本使用料980円/月が無料等
 - ・パケットし放題、パケットし放題S for スマートフォンなどの下限額が0円から利用可能
 - ・ホワイトプランのTVコール国内通話料が半額
 - (2) スマ放題/スマ放題ライトの場合
 - ・基本使用料より、一律 1,700 円割引
 - ・各種手数料無料
 - ・各種オプション 60%割引
 ※詳細については、下記へお問い合わせください。
2. 制限
対象者お1人につき1回線のみとなります。
3. 対象
 - (1) 以下のいずれかの交付を受けている方
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・特定疾患登録者証
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証
 - (2) 各種プランに加入していること。
 - (3) 同一名義の別回線にて、ハートフル割引もしくはプライオリティサポートの適用がないこと。
 - (4) 当サービスの対象となるお客様が使用者として使用者情報が登録されていること。
4. 窓口

【受付】ソフトバンクショップ携帯電話取扱店

【電話でのお問合せ】
ソフトバンク携帯電話から 局番なしの157（無料）
一般電話等から 0800-919-0157（無料）
電話受付時間：午前9時～午後8時

◆ auの携帯電話の減免（スマイルハート割引）

1. 内容

対象のお客さまの基本使用料や通話料等が割引になります。

2. 制限

一人様一回線のみ契約可能

3. 対象

以下のいずれかの交付を受けている方

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特定疾患医療受給者証
- 特定疾患登録者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証

4. 必要書類

上記書類のいずれか（新規ご契約の場合は住所の記載のあるもの）の原本

5. 割引対象

- 基本使用料
- 国内通話料：[au携帯電話・一般電話宛] 50%割引
[他社携帯電話・PHS宛] 20%割引
※「スーパーカケホ」「スーパーカケホ（ケータイ）」にご加入の場合は、国内通話料の割引は適用されず、5分を超えた場合、超過分は30秒ごとに20円の通話料がかかります。
国際通話料（au国際電話サービス通話料を含む）、ぷりペイド通話料等は割引対象外です。
- SMS（Cメール）送信料：
[au携帯電話宛] 50%割引
[他社携帯電話・PHS宛] 20%割引
- 「家族割」とセットでご加入いただくと、家族への国内通話が24時間無料に、家族間の国内発信SMS（Cメール）が無料になります。

6. 窓口

【受付】

auショップ、トヨタau取扱店及びその他のau取扱店

【電話でのお問合せ】

au携帯電話から 局番なしの157（無料）

au以外の携帯電話・一般電話から

0077-7-111（無料）

電話受付時間：年中無休 24時間受付（オペレーター対応は9:00~20:00）